

3. 史跡を取り巻く市の施策・情勢

ここでは史跡を中心に、上位計画・関連計画、関係法令とその取り組み、日本遺産、スポーツ振興や観光経済施策について概観する。

(1) 上位計画・関連計画

1) 計画の位置づけ

筑紫野市では、本計画は市の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる『筑紫野市教育振興基本計画 / 令和2年(2020)策定』の下に位置付けられる。

太宰府市では、本計画は『太宰府市歴史文化基本構想』を構成する『太宰府市文化財保存活用計画 / 平成17年(2005)策定』に含まれる『大宰府関連史跡に関する保存活用方針 / 平成28年(2016)3月改訂』の下に位置付けられる。

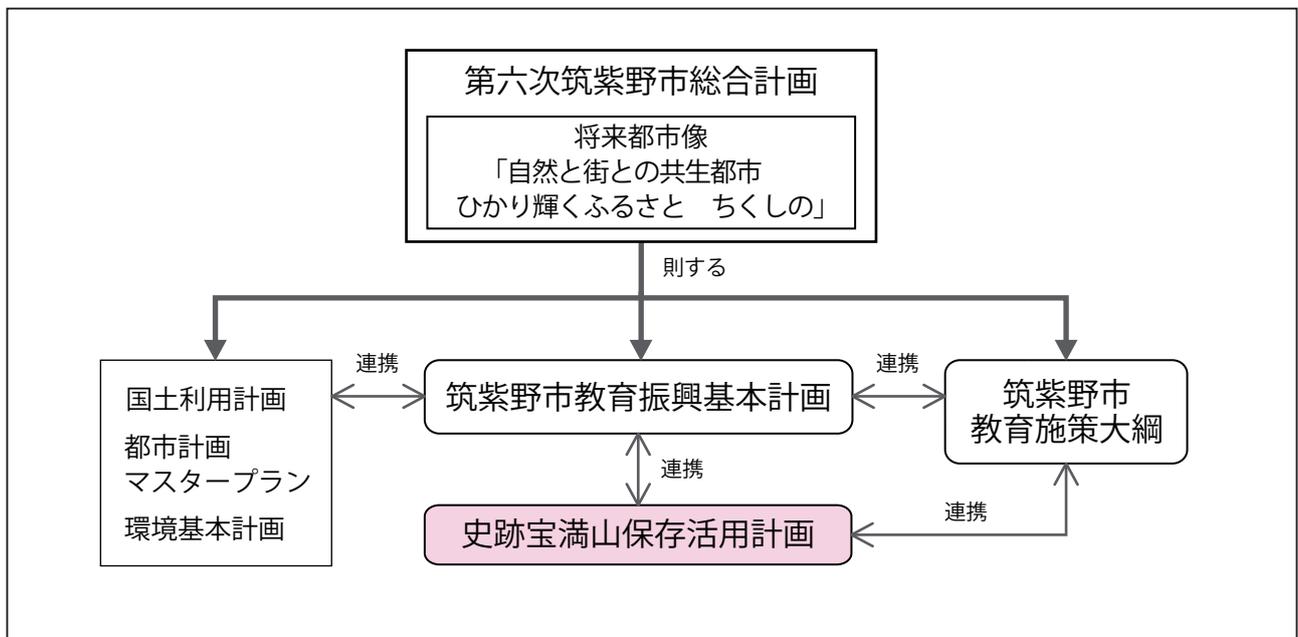


図 2-20 筑紫野市での史跡宝満山保存活用計画の位置づけ

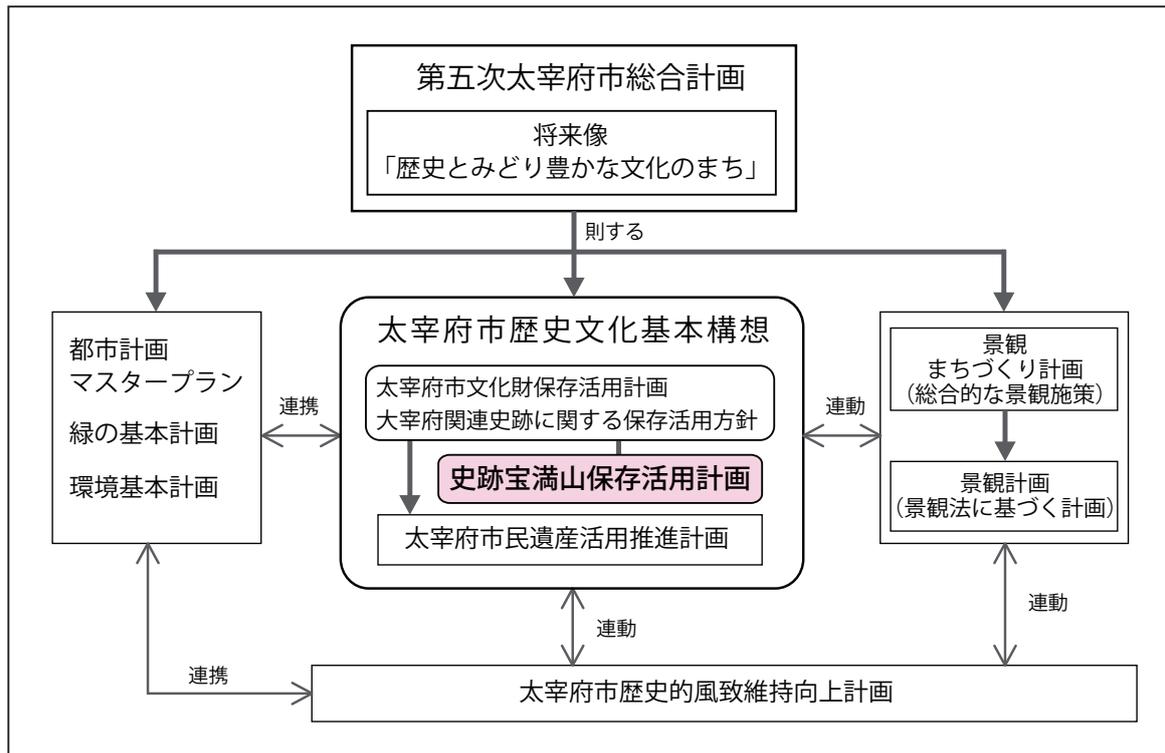


図 2-21 太宰府市での史跡宝満山保存活用計画の位置づけ

2) 上位計画・関連計画

本計画に関する両市の上位計画・関連計画、各計画に関連する調査報告で示されている本史跡、文化財、景観などについての方針、施策について述べる。

表 2-5 両市の上位計画・関連計画、各計画に関連する調査報告

筑紫野市	・第六次筑紫野市総合計画(令和2年4月)
	・筑紫野市国土利用計画(第三次)(平成24年3月)
	・第二次筑紫野市都市計画マスタープラン(平成28年3月)
	・第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想(平成30年3月)
	・第二次筑紫野市環境基本計画(平成23年3月)
	・筑紫野市教育施策大綱(令和2年3月)
	・筑紫野市教育振興基本計画(令和2年3月)
太宰府市	・第五次太宰府市総合計画後期基本計画(平成28年3月)
	・第二次太宰府市都市計画マスタープラン(平成29年7月)
	・太宰府市市街化調整区域等整備・保全構想報告書(平成16年3月)
	・第三次太宰府市環境基本計画(平成23年3月)
	・太宰府市文化財保存活用計画(太宰府市歴史文化基本構想)(平成17年)
	・太宰府市民遺産活用推進計画(太宰府市歴史文化基本構想)(平成23年3月)
	・大宰府関連史跡に関する保存活用方針(太宰府市歴史文化基本構想)(平成28年3月)
	・太宰府市景観形成基本計画(平成14年3月)
	・太宰府市景観樹木の調査に関する報告書(平成19年2月)
	・太宰府市景観まちづくり計画(平成22年12月、平成31年3月変更)
	・太宰府市景観計画(平成22年12月、平成31年3月変更)
	・太宰府市歴史的風致維持向上計画(平成22年11月、平成31年3月変更)

○筑紫野市

第六次筑紫野市総合計画

まちづくりの基本理念を「[自然]と[街]とが共生するまちづくり」とし、それを実現するため5つの政策、28の施策を掲げている。文化財・史跡に関する政策、施策は以下のとおりである。

「政策5 未来をつくる」

「施策21 歴史・文化の継承と振興」

- ・文化財を適切に保護し、活用するための取り組みを進めていく。
- ・地域住民が地域の歴史や文化を学ぶ場と機会の充実を図る。

筑紫野市国土利用計画（第三次）

市域の土地利用について「住みたい、住み続けたいまち ちくしの」を基本理念とし、6つの基本方針、利用区分別の土地利用の基本方向、地域別の土地利用方針、目標を達成するために必要な措置等を示している。本史跡、特に森林区分に関する基本方向、基本方針は以下のとおりである。

「利用区分別(森林)の土地利用の基本方向」

- ・森林のもつ公益的機能が十分に発揮できるよう、適切な保全・整備を図る。
- ・原生的な森林や、貴重な動植物の生息・生育する自然環境の保全を図るべき森林については、生態系の維持等の観点から、適正な維持・管理を図る。

「地域別(御笠地区)の土地利用方針」

- ・宝満山塊の森林については貴重な動植物の生息・生育の場や、水源かん養、景観などの観点から保全していくとともに、市民が身近に利用できる憩いの場としての多面的な利用を図る。
- ・山間部の農地については、防災や水源かん養等の観点から農地としての継続的な利用を図る。

第二次筑紫野市都市計画マスタープラン

市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、市内を地域コミュニティ単位の7地域に区分した上で、その地域ごとの将来像を示す「地域別構想」などで構成される。全体構想では都市づくりの基本理念を「活力あふれ 自然と都市が調和した 安全で安心して暮らせるまちづくり」とし、5つの都市づくりの目標、都市整備の方針を定めている。本史跡、史跡周辺の緑地、御笠地区に関する目標及び施策は以下のとおりである。

○都市づくりの目標

「目標5 自然環境の保全とレクリエーション機能の充実(自然の視点)」

- ・市域東西に広がる緑豊かな自然環境や良好な農地の保全を図る。

○都市整備の方針

【分野別構想】

1. 土地利用の方針 1-6. 緑地
3. 都市及び自然環境形成、景観形成の方針

【分野横断型まちづくり方針】

3. 地域資源を活用したまちづくり

大規模な史跡の適切な保全を図るとともに、交通インフラの利便性を活かしながら、市内に個性的で地域を特徴づける魅力あるストーリー性をもったルートを複数設定し、様々な地域資源等を有機的に結びつけた、街の回遊性を高めるゾーン形成に取り組む。

○地域別のまちづくり

2-4. 御笠地域 まちづくりのテーマ「御笠の豊かな自然の恵みを楽しみ、次世代に継承される住みよいまちづくり」

- ① 豊かな自然環境が保全・活用される地域
- ② 自然環境と調和に配慮しつつ、生活の利便性の向上が図られ、住宅地や集落が維持される地域を目指す。

第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想

「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」の分野別の計画として、市街化調整区域の土地利用について詳細にそのあり方を定めている。また、市街化調整区域の整備・保全の総体的な方向を示すものとして、「自然と都市が共存する 未来へ継承される 緑豊かな都市づくり」を基本理念に設定している。指定地とその周囲は都市計画区域外であるため、本構想の対象ではないが、指定地に関連する原地区は御笠地域の西に位置し、本構想の対象範囲に含まれる。原地区の集落及び東側森林地区に関する構想は以下のとおりである。

○御笠地域の整備保全構想

宝満川沿いに広がる田園風景やその背景に連なる森林の緑など恵まれた自然環境を生かし、営農環境の維持に努めながら、優れた自然環境及び景観の保全を図る。

また、主要幹線道路の交通利便性を生かした秩序ある土地利用を促すとともに、既存集落における生活利便性の向上に努めていくこととする。

1) 農業集落塔維持形成地区

ア) 北部集落地区

主要地方道筑紫野古賀線や主要地方道筑紫野太宰府線、主要地方道筑紫野筑穂線の交通利便性を生かし、農地や森林などの豊かな自然環境と一体化した生活圏の形成を図ることを目指す。御笠コミュニティセンター周辺地区においては、自然環境と一体化した集落の維持・保全を図る。

4) やま地区

森林については、県立自然公園や保安林の指定に基づきその保全に努める。

また、登山や自然観察等の森林が有するレクリエーション機能の維持、増進を行い、身近な自然とのふれあいの場となるようその活用に努める。大字原東側森林地区については、総合運動公園等の整備の必要性を検討する。

第二次筑紫野市環境基本計画

望ましい環境像を「みんなでつなぐ美しい水と緑、そして子どもたちの笑顔。」とし、それを実現するため、6つの環境目標とその下に施策の方向性、基本的施策、優先すべき主要プロジェクトを設けている。本史跡、周辺の森林に関する目標及び施策は以下のとおりである。

2 自然との共生 筑紫野の豊かな自然を守り、育てます

(1) 生物多様性を保全する

1) 「環境指標の森」の活用 2) 里地里山の維持保全 3) 優れた自然環境の保全

(2) 豊かな自然とふれあう

1) 自然とふれあう場と機会の提供 2) 自然とのふれあいの推進

6 心地よいまちを創ります

(2) 歴史・伝統・文化を活かす

1) 文化財の調査と保護・活用 2) 伝統・文化の保存・継承

筑紫野市教育施策大綱

この大綱では第六次筑紫野市総合計画の重点施策である「未来に繋ぐ少子化対策～子育て支援と教育環境の充実～」を実現させるために、施策や基本事業と連動した取り組みをまとめている。文化財の整備と活用については、計画的な史跡整備事業の推進に取り組むこととしている。

筑紫野市教育振興基本計画

本計画は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものである。教育の基本目標と各目標に対する基本事業、今後のあるべき姿等が掲げられている。本史跡に関する目標及び施策は以下のとおりである。

「歴史・文化の継承と振興」

基本事業 文化財の保護、文化財の整備と活用、歴史学習の機会提供

- ・指定文化財等の適切な保存と活用のための方策に取り組む。
- ・地域住民が地域の歴史や文化を学ぶ場と機会の充実を図る。

○太宰府市

第五次太宰府市総合計画後期基本計画

将来像「歴史とみどり豊かな文化のまち」とともに7つの目標、33の施策を掲げている。本史跡に関する目標、施策は以下のとおりである。

「目標 4 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」

「施策 18 自然共生社会の構築」

「目標 5 魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり」

「施策 22 未来に伝える景観づくり」

「目標 6 歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」

「施策 28 文化遺産の保存と活用」

「施策 29 観光基盤の整備充実」

第二次太宰府市都市計画マスタープラン

都市づくりの理念を「豊かなみどりと歴史に囲まれた明るく住みよいまちづくり」とし、将来の都市像などを実現するため、全体構想と地域別構想を定めている。全体構想として「都市づくりの5つの目標」、「拠点づくり・軸づくり」、「分野別方針」、地域別構想として「地域づくりの目標」、「地域づくり方針」を定めている。本史跡に関する全体構想、地域別構造の目標、方針は以下のとおりである。

○全体構想

「目標 豊かな自然に抱かれたやすらぎのある都市づくり」

「目標 歴史・文化遺産を生かした活力ある都市づくり」

「分野別方針 史跡と景観のまちづくり」

・都市景観、自然景観、史跡地及び文化遺産の保存活用

○地域別構想

「宝満山と郊外地域」

地域づくりの目標「豊かな自然と活力を併せ持つまちづくり」

主な取り組み:内山地区集落が「集落地の保全」、下宮地区、本谷地区を「史跡地の保全と活用」、下宮地区からの登拝道を「史跡宝満山整備」、周囲の山林を「緑地の保全と活用」とする。

太宰府市市街化調整区域等整備・保全構想報告書

宝満山麓には豊かな自然環境が広がっているが、都市計画外であることから、近年、北谷・内山を中心に工場や住宅の立地、資材置き場や土取り等の利用がみられる。そのため、将来の土地利用の保全及び整備の方向性とその実現のための構想をまとめている。ゾーニングで

は宝満山は自然環境保全ゾーン、北谷・内山は集落共生ゾーンに位置づけられている。

第三次太宰府市環境基本計画

本計画は市で進めている景観・歴史まちづくりの取り組みを環境保全の観点から整理し、「環境」と「景観・歴史」について総合的な取り組みを図るために策定しており、市民、NPO・ボランティア、事業者など多様な主体と行政による推進体制づくりに重きを置く。本史跡に関する主な施策は以下のとおりである。

「2. 自然共生社会の構築」

- ・みどりの保全と創造
- ・人と自然がふれあう環境づくり
- ・生物多様性の保全

「6. 景観・歴史・環境づくり」

- ・景観まちづくり
- ・歴史まちづくり
- ・文化財からはじめるまちづくり
- ・感覚環境まちづくり

太宰府市文化財保存活用計画・太宰府市民遺産活用推進計画（太宰府市歴史文化基本構想）

『歴史文化基本構想（『太宰府市文化財保存活用計画』平成17年（2005）と『太宰府市民遺産活用推進計画』平成23年（2011））』に基づき、「歴史・文化が暮らしの中に“生”づくまち」の実現に向けて、文化遺産をそのものとして見守り、文化財として保護し、あるいは太宰府市民遺産として育成する取り組みを推進している。

①文化遺産をそのものとして見守る

保存協会と連携・協力し、市民有志により結成された「文化遺産ボランティア」の活動を支援し、市民が未来に伝えていきたいと思う文化遺産に関する基礎的な情報収集に取り組んできた。市全域で把握された文化遺産の総数は約5000件に及ぶ。これらはデータベースに入力され、一部は報告書、市ホームページ、市の窓口で公開されている。

②文化遺産を文化財として保護する

調査の成果により指定地外にも遺跡が広がっていることが判明している。指定地外の広い範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地である。埋蔵文化財を保存するために、工事等が行われる前には事前に協議、調査を行い、遺跡を把握している。

③文化遺産を太宰府市民遺産として育成する

太宰府市民遺産は、物語を文化遺産とともに育成していく取り組みである。市民有志で結成された育成団体からの提案に対して、景観・市民遺産会議が認定し、市が登録する。これまでの認定数は14件になった。

宝満山にある文化遺産を育成している団体はまだ存在しないが、他の史跡ではこれら育成団体の活動は、史跡と一般の市民や来訪者との関わりを深める機会となっている。

大宰府関連史跡に関する保存活用方針（太宰府市歴史文化基本構想）

史跡の確実な保護を進めることを基本としつつ、市民や来訪者、そして受け継ぐ将来の人々にとっても分かりやすく魅力的な指定地の整備を図ることを目指し、大宰府関連史跡の一体的な保存活用の推進に取り組むことを目的としている。基本理念として、「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間」～生活と共生する8つの史跡～が掲示されている。保存、活用、整備、管理・運営の基本方針が示されており、基本方針図では、下宮地区を除く史跡地が「大宰府関連史跡の一体的な保存管理の充実」及び「山並みの緑を活かす活用策の充実」、下宮地区はさらに「大宰府関連史跡の価値を表現する整備の推進」を加えたものとなっている。周辺地は「大宰府関連史跡と調和した周辺景観の保全に向けた関係機関等との連携」としている。

太宰府市景観形成基本計画

宝満山は、宝満山・天満宮ゾーンに位置づけられている。施策として、宝満山の豊かな自然に育まれた景観や、九州国立博物館に向かう沿道景観を守るための基本となる土地利用をコントロールするために、北谷・内山地区の都市計画区域への編入に向けた取り組みを進めていくこととしている。また、景観まちづくり条例の作成を目指すとしている。

太宰府市景観樹木の調査に関する報告書

史跡地内にある竈門神社下宮と愛嶽神社、それぞれの境内地について、樹木調査を行っている。調査では幹の周囲が太さ50cm以上のものを基準として、直径、周囲、樹高、枝張りについて調査し、報告している。

太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画

景観まちづくり計画は景観まちづくりの将来像を「百年後の「古都太宰府の風景」が映えるまち」とし、良好な景観形成のための景観まちづくりにおける市民・事業者・行政の行動方針として定めている。また、景観計画は景観まちづくり計画に基づき良好な景観形成のためのルール（誘導指針）として定めている。本史跡と関連の強い方針等は以下のとおりである。

太宰府市景観計画

・自然と歴史と暮らしを表す5つの景観

景観区分 山並み共生区域(宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合う区域)

景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為を設定

・自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観

ア 交通軸 県道 内山三条線 景観形成の考え方、方針、公共施設景観協議を設定

ウ 眺望点 俯瞰(竈門山からの眺望、竈門神社からの眺望)、仰観(市街地、高雄か

ら望む宝満山) 景観形成の方針(共通、類型別)、行為の制限及び景観協議
 ・広告物景観育成地区の制限(竈門神社前地区)

太宰府市歴史的風致維持向上計画

市では、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」に基づき、太宰府市が目指す将来像『歴史とみどり豊かな文化のまち』の実現に向け、「太宰府市民遺産活用推進計画」や「太宰府市景観まちづくり計画」と一体となって、百年後にさらに魅力的な古都大宰府であるために、本計画を策定している。本史跡に関連する歴史的風致、風致の維持及び向上に関する方針、重点区域、関連事業は以下のとおりである。

第2章 太宰府市の維持向上すべき歴史的風致

2 さいふまいりにおける歴史的風致

さいふまいりは文道の神、学問の神としての信仰を集めた太宰府天満宮へ参詣するとともに、太宰府周辺の名所や旧跡をめぐり、歴史や文化に触れ楽しむ遊山の色彩を色濃く帯びる活動である。太宰府天満宮への参詣は平安時代から都の官人、文人により行われており、江戸時代には広く庶民に浸透していった。その伝統は太宰府天満宮をはじめ、宝満山を含む太宰府の各所に残る立ち寄り所や周辺の風景とともに今に伝わる。

6 農耕に関わる祭事にみる歴史的風致

太宰府の旧集落(内山地区、北谷地区)では農耕儀礼による年間の諸行事、災厄除けの祈りが、地元の人々により江戸時代以来の鎮守やその周辺で行われている。それは、集落の人々によって執り行われ、地域の結びつきを確認する伝統行事であり、派手ではないが素朴な味わいのある風情である。

7 宝満山における歴史的風致

奈良時代の国家的祭祀や中世以来の修験儀式と山の自然が織りなす霊峰の雰囲気が残っている。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画の5つの基本方針と実現のための施策、実施主体(文化財等の所有者・管理者、市民・事業者、行政)の役割について定めている。

(1)基本方針と実現のための方策

ア 歴史的風致を構成する建造物の保存と活用の推進

登山者の増加に対処するために、修験の道である登山道の環境改善並びに山に点在する各種遺構の修景を実施する。

第4章 重点区域の位置及び区域

重点区域:東部に所在する宝満山を取り込み、修験に関わる区域として史跡宝満山並びに地域で祭事が営まれる竈門神社北谷遥拝所を重点区域内に含み、霊峰宝満山と

して、その威容を遥拝する範囲を重点区域の範囲とする。

第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

1 文化財の保存又は活用に関する事項

(2) 重点区域に関する事項

史跡宝満山については史跡活用を含めた史跡保存管理計画の策定を行う。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

<宝満山地区に関連する事業>

- ・大宰府関連史跡整備事業【文化庁事業】
- ・大宰府関連史跡等保存管理計画策定事業【文化庁事業】
- ・修験の道環境改善事業【国土交通省事業】
- ・史跡宝満山保存管理計画策定事業【文化庁事業】
- ・宝満山環境改善事業【国土交通省事業】
- ・史跡宝満山整備事業【文化庁事業】

<全体に係る事業>

- ・歴史的風致形成建造物保存修理事業【国土交通省事業】
- ・大宰府関連史跡群、史跡宝満山のサイン整備事業【国土交通省事業】
- ・歴史的市街地の修景推進事業【国土交通省事業】
- ・無形の文化財記録作成事業【国土交通省事業】
- ・大宰府市民遺産育成支援事業【国土交通省事業】
- ・大宰府発見塾事業【国土交通省事業】
- ・伝統文化普及啓発事業【国土交通省事業】

(2) 関係法令と法規制

指定地とその周辺では、本史跡の自然と歴史を守り育む上で、文化財保護法をはじめ、その他関連法も活用している。

1) 文化財保護法

長年の調査成果により指定地外にも遺跡が広がっていることが判明している。その範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定され、埋蔵文化財を保存するために、掘削を伴う工事等を行う際には事前に協議、届出が必要である。工事の内容によっては事前の確認調査や発掘調査を行い、遺跡の状況の詳細な確認と保存を行っている。

○指定文化財

本史跡は文化財保護法により史跡として保護されているため、現状を変更する行為を行う場合は現状変更許可申請を行い、許可を得なければならない。例えば、指定地内で工事等を行う場合は、事前に現状変更許可申請書の提出と文化庁の審査が求められる。審査によって現状保存、立会調査、確認調査を行うことがある。

○周知の埋蔵文化財包蔵地

指定地以外での周知の埋蔵文化財包蔵地で工事等を予定する場合は、事前協議が必要であり、その内容により確認調査や発掘調査が必要となることもある。既に埋蔵文化財が確認されている土地や確認調査により埋蔵文化財が確認された土地では、市との協議や県への届出・通知が求められる、埋蔵文化財への影響の有無により発掘調査や立会調査の対応、慎重な工事の実施が必要となる。

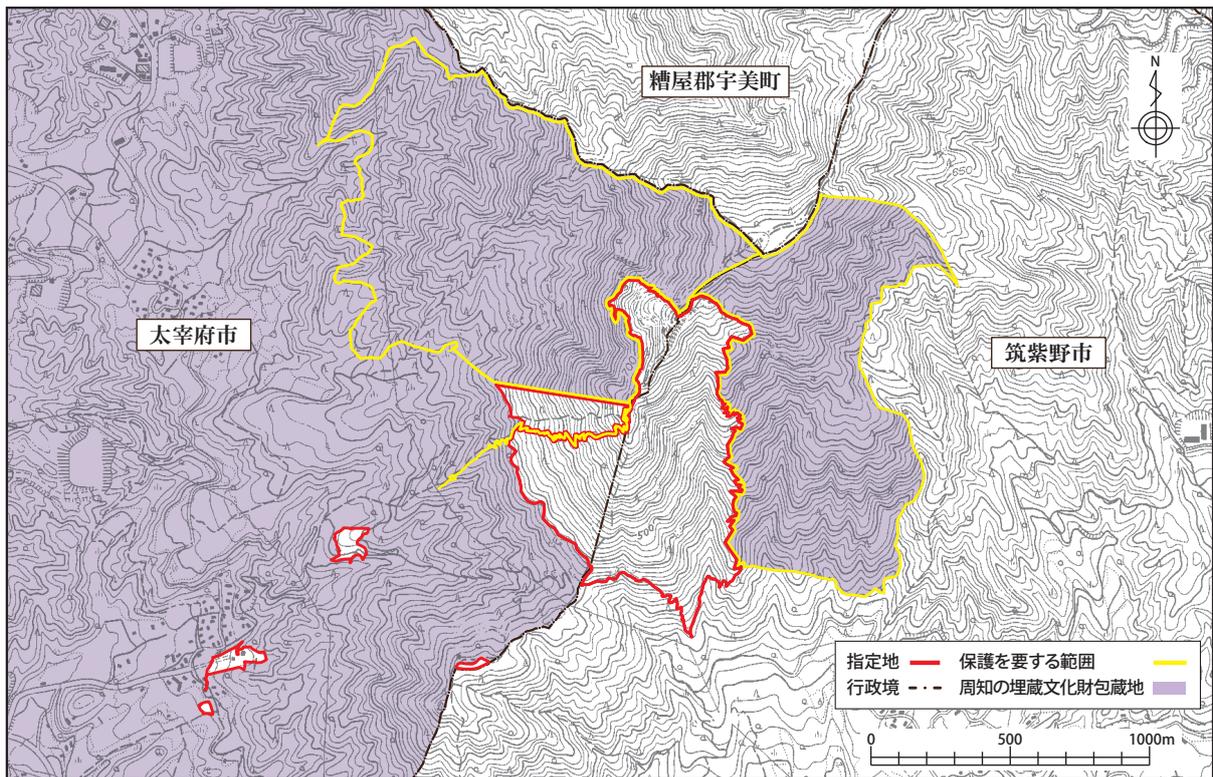


図 2-22 指定地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

○筑紫野市文化財保護条例、太宰府市文化財保護条例

史跡に関連した文化財として、筑紫野市では「紙本著色宝満山入峯絵巻」と「寛文九年十二月平石坊権大僧口和尚銘瓦質祠」、太宰府市では「宝満山の石造鳥居」があり、それぞれ市指定有形文化財に指定されている。両市の市文化財保護条例では市有形文化財について、所有者の管理義務、所有者の変更、文化財の滅失、毀損等、所在の変更等の場合の届け出、管理、修理の補助及びそれに対する勧告、現状変更等の制限などを定めている。所有者及び管理責任者は文化財の保存・活用のため、条例に基づき必要な措置を講じることが求められる。

2) 都市計画法

太宰府市では都市計画区域外であった北谷・内山区について、平成19年(2007)に約378haを準都市計画区域に指定し、土地利用の保全を図っている。指定地では下宮地区の一部、大門地区が準都市計画区域に含まれている。

筑紫野市では指定地及びその周辺区域は都市計画区域外である。

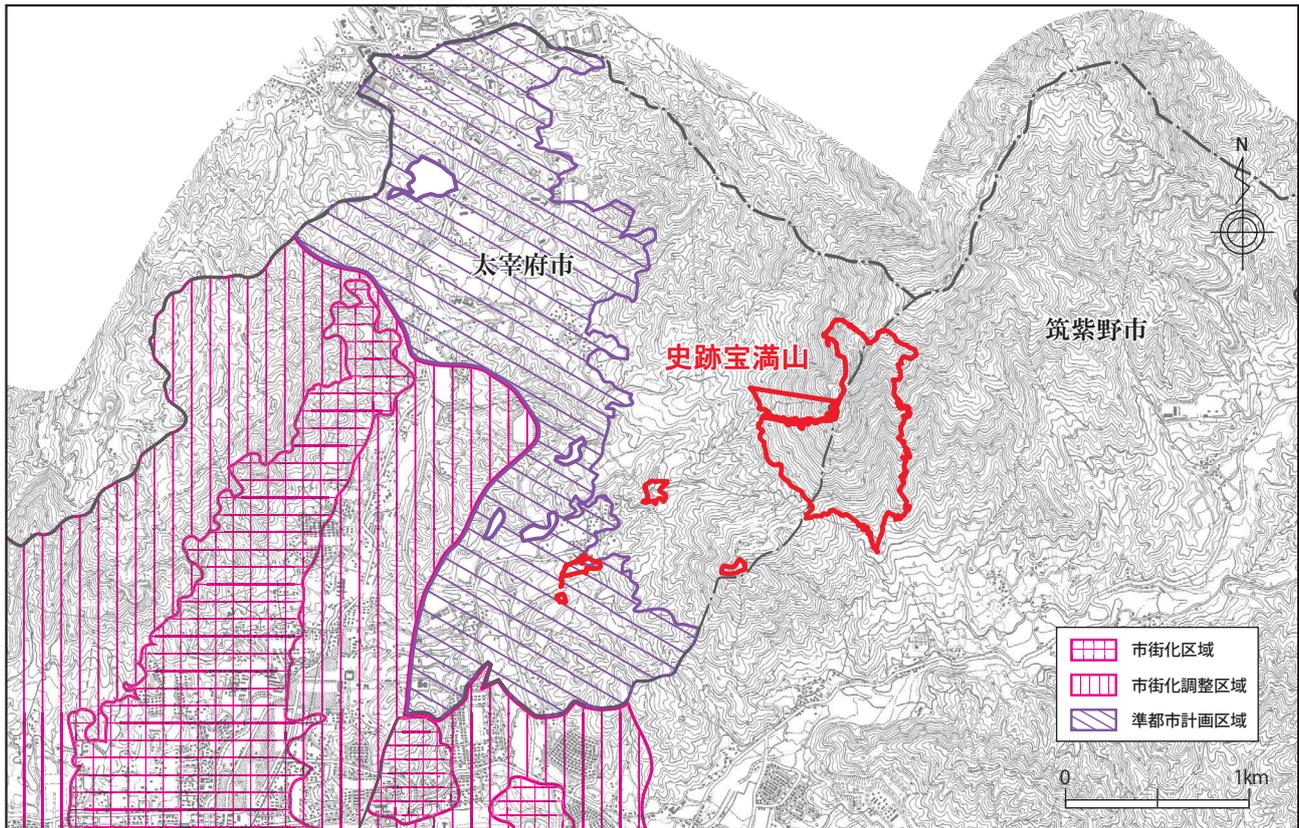


図 2-23 都市計画法に基づく地域地区の指定（都市計画総括図）

3) 自然公園法、福岡県立自然公園条例

指定地を含む太宰府・宝満山・三郡山系の地域が「太宰府県立自然公園」の指定を受けている。太宰府県立自然公園は、福岡県を代表する自然の風景地として、県知事の指定によるものである。宝満山（標高 829 m）及び三郡山系を含む地域であり、各地に城跡、社寺仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園として、昭和 25 年（1950）5 月 13 日に指定された。その範囲は、筑紫野市、太宰府市に加え、飯塚市、宮若市、大野城市、久山町、宇美町、篠栗町、須恵町、総面積は 16,568ha に及ぶ。

指定地のうち、上宮地区、西院谷地区、東院谷地区の一部は自然公園第 1 種特別地域に指定されており、それ以外は自然公園普通地域に指定されている。また、指定地外では筑紫野市側の保護を要する範囲の一部は自然公園第 3 種特別地域に指定されている。これら指定地内で「工作物の新築、改築、増築」「鉱物や土石の採取」「河川、湖沼の水位・水量の増減」「広告物の設置・表示」「水面の埋立等」「土地の形状変更」の各種行為を行う場合には、特別地域では県知事の許可、普通地域では事前の届出が必要である。

なお、指定地内外に渡り、基山～天拝山～太宰府～宝満山～三郡山に至る九州自然歩道が設定されており、歴史と自然がとけあった名所コースとして親しまれている。